

商工観光労働企業委員会会議記録

商工観光労働企業委員長 木付 親次

1 日 時

令和7年3月4日（火） 午前10時33分から
午前11時26分まで

2 場 所

第6委員会室

3 出席した委員の氏名

木付親次、今吉次郎、穴見憲昭、元吉俊博、吉村尚久、吉村哲彦、末宗秀雄

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係者の職・氏名

商工観光労働部長 利光秀方、労働委員会事務局長 一丸淳司
企業局長 高野信一 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- （1）第42号議案のうち本委員会関係部分、第46号議案、第47号議案、第54号議案及び第55号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- （2）第15号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- （3）大分県地域中核人材育成特区について、「大分県政労使会議」の開催について、J R九州及びS k y D r i v e との包括連携協定締結等について及び大分県観光の更なる発展に向けた有識者会議について、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班	主査	飛鷹真典
政策調査課政策法務班	主査	稲垣俊和

商工観光労働企業委員会次第

日時：令和7年3月4日 本会議終了後

場所：第6委員会室

1 開 会

2 商工観光労働部関係

(1) 合議案件の審査

第 15号議案 大分県部等設置条例の一部改正について（本委員会関係部分）

(2) 付託案件の審査

第 42号議案 令和6年度大分県一般会計補正予算（第6号）（本委員会関係部分）

第 46号議案 令和6年度大分県中小企業設備導入資金特別会計補正予算（第1号）

第 47号議案 令和6年度大分県流通業務団地造成事業特別会計補正予算（第1号）

(3) 諸般の報告

①大分県地域中核人材育成特区について

②「大分県政労使会議」の開催について

③JR九州及びSky Driveとの包括連携協定締結等について

④大分県観光の更なる発展に向けた有識者会議について

(4) その他

3 労働委員会関係

(1) 付託案件の審査

第 42号議案 令和6年度大分県一般会計補正予算（第6号）（本委員会関係部分）

(2) その他

4 企業局関係

(1) 付託案件の審査

第 54号議案 令和6年度大分県電気事業会計補正予算（第1号）

第 55号議案 令和6年度大分県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

(2) その他

5 協議事項

(1) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

木付委員長 ただいまから、商工観光労働企業委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案5件、総務企画委員会から合い議があった議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより商工観光労働部関係の審査に入ります。

まず、合い議案件の審査に入ります。

第15号議案大分県部等設置条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

利光商工観光労働部長 商工観光労働部長の利光です。皆様におかれては、商工観光労働行政をはじめ県政の諸課題に対し、日頃より御尽力を賜り誠にありがとうございます。

本日は、合い議案件の審査、付託案件の審査いただいた後、9件の諸般の報告を行います。項目が多くなっていますが、よろしくお願いします。

遠山商工観光労働企画課長 第15号議案大分県部等設置条例の一部改正について御説明します。2ページを御覧ください。

来年度の組織改正に向けて、部の分掌事務の移管に関し、所要の改正をお願いするものです。改正理由及び内容は、デジタル社会の実現に向けた政策を総合的に推進するため、情報化の推進に関する事務を商工観光労働部から総務部に移管したいので、大分県部等設置条例の一部を改正するものです。具体的には、商工観光労働部のDX推進課を総務部の電子自治体推進課に統合し、総務部にデジタル政策課を新設するものです。

なお、施行期日については令和7年4月1日としたいと考えています。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別に御質疑等もないので、これよ

り採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第42号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

遠山商工観光労働企画課長 第42号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第6号）について御説明します。3ページを御覧ください。

表中の一番下、商工観光労働部計のB欄ですが、商工観光労働部全体では152億5,602万3千円の減額補正となります。

主な増減について説明します。商工費ですが150億3,237万7千円の減額補正です。これは主に、大規模災害等が発生しなかったことなどにより、県制度資金の貸付額が当初の見込みを下回ることによるものです。

井上経営創造・金融課長 経営創造・金融課に關係する主なものについて御説明します。4ページを御覧ください。

中小企業金融対策費138億7,113万7千円の減額です。当初予算において、県制度資金の貸付枠については中小企業・小規模事業者の資金需要に十分対応できるよう準備していました。一方で、中小企業の資金ニーズに関しては地域金融機関のプロパー資金での融資が増加していること、さらには大規模災害や経済危機等が発生しなかったこともあり、当初予算で準備していた新規融資枠を下回る見込みであるため、所要の減額補正を行うものです。

金子工業振興課長 工業振興課に關係する主な

ものについて御説明します。5ページの中段を御覧ください。

グリーン・コンビナートおおいた創出事業費1億877万6千円の減額です。この事業は、大分コンビナートのカーボンニュートラルと持続的発展の両立を実現するため、企業間連携による水素の供給・利活用やカーボンリサイクルなどの取組を推進するべく、補助事業を措置していましたが一部、国の事業を活用し、民間企業が直接事業執行をしたことなどから、所要額のみを確保した上で残額を減額補正するものです。

市原新産業振興室長 新産業振興室に関係する主なものについて御説明します。同じく5ページの一番下を御覧ください。

エネルギー関連産業成長促進事業費1億8,814万円の減額です。この事業は、県内のエネルギー関連企業や大学、行政機関等で構成する大分県エネルギー産業企業会を中心に、研究開発から人材育成、販路開拓までを切れ目なく支援し、県内エネルギー関連産業の成長を促進するものです。令和6年度は、水素ステーション整備事業及び燃料電池車両導入支援事業等の補助金申請額が当初の見込みを下回ったことなどにより、減額補正を行うものです。

小野企業立地推進課長 企業立地推進課に関係する主なものについて御説明します。6ページを御覧ください。

企業立地促進事業費7億2,835万3千円の減額です。この事業は、新規立地企業及び増設を行った企業に対して助成を行うものですが、操業開始時期が来年度となる企業があったこと等から、補助金の額が当初の見込みを下回ったものです。

佐藤産業人材政策課長 産業人材政策課に関係する主なものについて御説明します。7ページを御覧ください。

離職者等能力開発促進事業費1億3,623万9千円の減額です。この事業は、離転職者等の早期の再就職を促進するため、民間教育訓練機関等に委託して行っている職業訓練の受講者数が定員を下回ったことにより、減額補正する

ものです。

長谷部観光誘致促進室長 観光誘致促進室に係るものについて御説明します。8ページを御覧ください。

観光行政事務指導費5,147万円の増額です。これは主に、令和4年度から令和5年度に実施した新しいおおいた旅割第2弾（全国旅行支援）に係る不正・不適切事案のうち、事案発覚前に国から交付を受けた国庫支出金の返納等に要する経費を増額補正するものです。

小野企業立地推進課長 令和6年度から令和7年度に繰越しをお願いする予算について御説明します。9ページを御覧ください。

今回、産業用地整備を切れ目なく推進するため、三つの事業において予算の繰越しをお願いしています。具体的には第7款商工費第2項工鉦業費の赤枠部分、企業立地促進事業費3,720万2千円、工業団地開発推進事業費2,277万7千円、工場立地関係諸法対策費2,025万9千円です。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等ありませんか。

末宗委員 資料の3ページ、150億円くらいの減額に関して、さきほどの説明で災害がなかったからとか言ったんよ。災害は予備費だろうけど、当初予算から災害の分を積んでるんかね。

井上経営創造・金融課長 今回の減額の一番大きなものは、中小企業金融対策費で138億余りの減額です。（「災害じゃねんか、災害っち言ったが」と言う者あり）それで、その金融対策費は万が一の大規模災害が発生したときに備えて災害対応資金も準備しています。今回、大規模災害がなかったのも、その準備した資金の分が減額になっています。その分が含まれています。

末宗委員 意味が分からん。要するに災害はなんぼ見ちよったんか。

井上経営創造・金融課長 金融対策の分ですが、トータルで800億円の融資枠を持っていました。これに対して、実績が恐らく400億円を下回る見込みであり、約400億円の新規融資

枠が不要になると。その主な要因として、今申し上げた不測の災害に対応するために準備していた資金等です。こちらの新規融資枠が800億円から実績として400億円ということで、その400億円の約3分の1、130億円余りが金融機関に制度資金として預託する分になるので、この分を減額しているのが主な要因です。

末宗委員 最後に800億円あって400億円しか使わなかったんだろうけど、これは予算を800億円にしちよって400億円も使わんと、まあ金融関係だから難しいところはあるんだろうけど、もう少し活用ができなかったんか。

井上経営創造・金融課長 決してこの400億円は少なくありません。令和5年度の実績も409億円でした。これも特に、コロナの借換え需要でかなり資金が伸びたときの409億円です。

なぜ余るかという、基本的に県制度資金は通常、銀行をはじめとした民間の資金を補完するもの、また日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関を補完するものとして位置付けています。この民間のプロパー資金等の貸出しが伸びており、日本銀行の統計を見ても今、県内の民間金融機関の貸出しがかなり伸びている状況です。私どもの制度資金はあくまでも民間あるいは政府系の金融機関を補完するものなので、民間の方で資金需要が満たされているのであれば中小企業・小規模事業者の資金繰りについて問題ないと思っています。

いずれにしても、今回も400億円は切るかもしれませんが、この数字は決して少ないものではないと思っています。

末宗委員 意味は分かったけど、最初に800億円も予算計上する必要はそもそもないんじゃないの。毎年なら。

井上経営創造・金融課長 おっしゃるように、そもそもそこまで用意する必要があるのかという部分もありますが、コロナ禍前の令和元年度まで新規融資枠は700億円とか800億円で推移していました。コロナ禍の間は1千億円を超えるかなりの金額を用意して、今回は800億円ですが、コロナ後の資金繰りをしっかり支

えるという意味と、あとは地震、台風等の不測の災害があったときに資金が足りなくなると中小企業・小規模事業者の資金繰りに影響を与えるので、毎年かなり多めに当初予算を組んでいます。

木付委員長 ほかに御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかに御質疑等もないので、これで質疑を終わります。なお、採決は労働委員会の審査の際に一括して行います。

次に、第46号議案令和6年度大分県中小企業設備導入資金特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

井上経営創造・金融課長 第46号議案令和6年度大分県中小企業設備導入資金特別会計補正予算（第1号）について御説明します。10ページを御覧ください。

今回の補正は歳入、歳出それぞれ908万6千円の増額で、既決予算額との累計は5,688万6千円となります。

11ページを御覧ください。

まず歳入ですが、主な内容について御説明します。第2項繰越金第1目繰越金930万2千円の増額です。これは、前年度の余剰金を計上するものです。

次に、歳出の主な内容について御説明します。12ページを御覧ください。

第1目高度化資金21万6千円の減額です。これは、延滞先からの貸付金の弁済について当初の見込みを下回るため、償還金を県の一般会計と中小企業基盤整備機構にそれぞれ払い出す額を減額するものです。

その下、第3目予備費1,099万4千円の増額です。本年度に一般会計と事務費に充当する財源として繰越処理している特別会計運用収入等、全体から事務費として支出したものを除いた額がほぼ確定したので、それを次年度に繰越処理するための所用の補正を行うものです。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第４７号議案令和６年度大分県流通業務団地造成事業特別会計補正予算（第１号）について、執行部の説明を求めます。

小野企業立地推進課長 第４７号議案令和６年度大分県流通業務団地造成事業特別会計補正予算（第１号）について御説明します。１３ページを御覧ください。

今回の補正は歳入、歳出それぞれ６３２万９千円の増額です。既決予算額との累計はそれぞれ１億８，５５３万２千円となります。

まず歳入ですが、１４ページを御覧ください。

第２項繰越金第１目繰越金６３２万９千円の増額です。これは、前年度の余剰金を計上するものです。

１５ページを御覧ください。歳出について御説明します。

流通業務団地造成事業費６３２万９千円の増額です。歳入の増額に伴い、積立金を増額するものです。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

まず、①と②の報告をお願いします。

佐藤産業人材政策課長 大分県地域中核人材育

成特区について御報告します。１６ページをお願いします。

１概要を御覧ください。学校教育法で定められた短期大学や専門学校等の修了者は、これまでも大学に編入学ができましたが、令和５年に構造改革特別区域メニューが新設されたことにより、大分県立工科短期大学校のような厚生労働省が所管する職業能力開発短期大学校の修了者についても、大学への編入学が可能となりました。この制度に基づき、大分県立工科短期大学校から大分大学理工学部への編入学を可能とするための構造改革特別区域計画の認定申請を内閣府へ行いました。

次に、２申請の目的です。工科短大の修了生が大分大学に編入し学ぶことは、産業界が必要とするイノベーション人材の育成につながり、地域産業の高度化・発展が図られます。また、工科短大生の学びのモチベーションとなり、レベルアップが期待されるとともに、高校生の進路選択においての工科短大の魅力向上にもつながることが想定されます。

次に、３編入学先学科です。左が工科短大修了学科、右が対応する大分大学の編入学先学科です。工科短大の全ての学科において、編入学が可能となります。

次に、４今後のスケジュールです。令和７年３月末頃に、本特区計画が認定される予定です。令和７年度中に実施される編入学試験に合格すれば、令和８年４月に編入学が可能となります。

今後は、工科短大の魅力を高校生などに発信するとともに、編入学先となる大分大学とも連携することで、高度な技術力に加え研究開発能力やマネジメント力を備えた、地域産業の発展に資するイノベーション人材の育成につなげていきます。

松木雇用労働室長 次に、大分県政労使会議の開催について御報告します。１７ページをお願いします。

国は、昨年１１月に内閣総理大臣と労使の代表者による政労使の意見交換を開催し、物価上昇を上回る構造的な賃上げについて協力を要請したところです。その中で、賃上げの流れが

地方にも波及するよう、地方版政労使会議を開催するよう指示があり、現在、全国の都道府県で順次、地方版政労使会議が開催されています。

本県では、春季労使交渉開始直前の1月31日に、大分労働局との共催により地方版政労使会議である大分県政労使会議を開催しました。会議には、県内の労働団体や経済団体の代表者のほか九州経済産業局長、公正取引委員会事務総局九州事務所長にも出席いただき、賃上げに向けた取組をテーマとして、賃上げができる環境の整備や価格転嫁の円滑化、さらには賃上げ原資の確保など現状の取組の共有に加え、行政、労働団体、経済団体が一体となって取り組むべき課題等について活発な意見交換を行っていただきました。

会議の最後には、資料の右側に記載しているとおり物価上昇に負けない構造的な賃上げ等の5項目について、相互に連携・協力して取り組むこととする持続的な賃上げの実現に向けた共同宣言を採択し、賃上げに向けた機運の一層の醸成を図ったところです。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等ありませんか。

今吉副委員長 工科短大の大分大学への編入についてですが、スケジュールでは令和7年3月に認定で令和7年度中に編入学試験をして、令和8年4月までは間が空くということですか。

佐藤産業人材政策課長 今後のスケジュールですが、現在、構造改革特区を申請しており3月末に認められる予定です。その後、次の2年生が編入学試験の対象となり、令和7年度中というのが大分大学が時期を決めるので我々では確認ができないのですが、10月か11月頃には試験があると思っています。その試験に合格すれば、令和8年4月から編入学という形になります。

今吉副委員長 じゃあ、2年生のときに試験を受けて、大分大学には3年生から入れるということになるんですか。

佐藤産業人材政策課長 2年で修了した生徒が大分大学に入るときには、2年生として入るこ

とになります。これは、近隣の熊本県立技術短期大学校と熊本大学も同様のやり方をしており、単位の関係上、修了した者が2年生として入学する形になっています。

今吉副委員長 短大で2年間でしょ、そして大分大学で2年生から4年生までだから5年かかるということですか。

佐藤産業人材政策課長 そのとおりです。

吉村（尚）委員 関連ですが、工科短大はかなり詰めた形でカリキュラムを組んでいるにもかかわらず、2年間で修了してさらに大学2年生からという点について、もう少し具体的に聞きたいのが1点。

それと、今回は大分大学ですが他県を見たりすると、ほかには1校だけではなくて2校、3校といったところもあるようです。例えば、本県であれば日本文理大学とかへの編入学の可能性もないのかという点について伺います。

佐藤産業人材政策課長 大分大学以外のところについてですが、今回まずは大分大学といういろいろ調整しながらやっているの、まずは大分大学ということで進めています。

また、なぜ2年生からなのかという点ですが、いわゆる専門課程の前に一般教養の部分があり、その部分について少し勉強してもらおうということもあって2年生から編入と。単位の関係上、なかなか工科短大がその部分をカバーできていないので、そこからスタートする形になっています。

吉村（尚）委員 分かりました。今は大分大学だけということですが、今後の広がりというか、例えば、さきほど言った日本文理大学とかへの広がり可能性としてあるのでしょうか。

佐藤産業人材政策課長 すいません、まずは特区を取ることがスタートだと思っているので、まだそこまでは取り組んでいません。ただ、他県を見てもほかの大学ともやっているところもあるので、今後また状況を見ながら文理大ともこういう話をしながら、希望が多ければ文理大も含めて検討したいと考えています。

木付委員長 ほかに御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかに御質疑等もないので、次に③と④の報告をお願いします。

加来先端技術挑戦課長 資料18ページをお願いします。先月2月6日に締結をしたJ R九州及び株式会社S k y D r i v eとの包括連携協定締結等について御報告します。

初めに目的ですが、本県における空飛ぶクルマ活用による地域の発展や地域課題の解決に向けた検討をすることです。

次に、連携内容ですが、目的達成のため空飛ぶクルマの活用や情報発信、関連する県内産業振興に関することをうたっています。なお、一番下の参考を御覧ください。この包括連携協定締結とあわせ、J R九州とS k y D r i v eの2社は県内での商用運航に向けた検討を開始することを発表しました。この発表では、2028年度頃に別府湾での遊覧サービスなどの開始を目指し、今後、離発着場候補地の検討や収益性の検証を進めていくこととしています。

今後の県の取組ですが、J R九州等による2028年度県内商用運航開始に向けては庁内関係課や市町村とも連携し、県として提供可能な側面支援を行っていきます。例えば、用地情報や法手続の情報提供などが考えられます。また、来年度当初予算案でも利用可能な補助金を計上しているので、御審査のほどよろしく申し上げます。

今回のJ R九州及びS k y D r i v eの県内での具体的な商用運航構想の発表を追い風に、県としても引き続き、空飛ぶクルマ活用による産業振興など地方創生への取組を進めていきます。

相本観光政策課長 次に、資料19ページをお願いします。大分県観光の更なる発展に向けた有識者会議について御報告します。

本会議は、本県観光推進体制の抜本的な検討を行うため昨年12月に設置し、これまで3回開催してきました。先般、会議の報告書がまとまったので御報告します。

まず、基本的な考え方として長期総合計画及び次期ツーリズム戦略の着実な推進に向けて、それぞれの主体の役割分担を明確化した上で、

県域DMOであるツーリズムおおいたが大分県観光の旗振り役となり、地域の団体や事業者等を牽引する存在となることが必要不可欠であるとされています。

その上で中ほど、県域の観光推進体制における目指す姿として、県とツーリズムおおいたとの連携が重要です。漏れと無駄を精査した上でツーリズムおおいたに権限と責任を与え、事業を一元的に実施することや、P D C Aをしっかりと回すため、県観光局とツーリズムおおいたが同一場所で業務実施すべき等が示されています。

これらを踏まえ、右側のツーリズムおおいたの推進体制です。機能強化を図る上で、人材が重要です。マーケティングの知識を有する民間経験者を事業執行責任者として登用すること、執行責任者をサポートし、全体マネジメントを担う人材を配置する2トップ体制が求められています。また、CMO（最高マーケティング責任者）やC F O（最高財務責任者）について専門性を有する職員を責任者として配置するほか、中核的なポストにおけるプロパー職員の確保・育成が必要である等と示されています。

下段になりますが、それらを実現するための財源についてです。さらなる観光需要に対応し、県観光を推進するためには、受益者負担の観点から宿泊税等特定財源の検討が必要であるといった意見があり、またツーリズムおおいたについては主体的に事業展開できる仕組みを財源面で構築すること等が示されました。

最後に今後のスケジュールですが、現在改定作業中のツーリズム戦略に報告書の内容を盛り込むとともに、来年度早期に報告書の内容を踏まえた検討を行っていきたいと考えています。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等ありませんか。

末宗委員 空飛ぶクルマについて、僕はS k y D r i v eも知らんし、J R九州は車屋でもないのに空飛ぶクルマを作ると言うんだけど、例えばトヨタとかホンダとか日産とか、あるいは電子産業の最先端企業なら分かるんだけど、そ

の辺について教えて。

加来先端技術挑戦課長 今御質疑があったＪＲ九州とＳｋｙＤｒｉｖｅについてですが、昨年７月に空飛ぶクルマを活用した地域の地方創生を目指して連携協定を結びました。なぜＪＲ九州なのかという点ですが、ＪＲ九州は九州全域に鉄道網を持っており、それぞれの鉄道の駅を拠点として、そこから先の次の１マイルについて空飛ぶクルマを使って入り込んでもらおうと、そういった考えがあると聞いています。

末宗委員 ＪＲ九州が空飛ぶクルマを作るわけではないわけ。

加来先端技術挑戦課長 ＪＲ九州は空飛ぶクルマは作りません。空飛ぶクルマはＳｋｙＤｒｉｖｅが製造していきます。

末宗委員 じゃあ、そのＳｋｙＤｒｉｖｅについて教えてよ。

加来先端技術挑戦課長 ＳｋｙＤｒｉｖｅは、今年の４月から大阪・関西万博があると思いますが、その中で空飛ぶクルマがデモンストレーションで飛行することになっています。その中で国産の機体はＳｋｙＤｒｉｖｅだけということで、いわば国内での空飛ぶクルマの製造をリードしている会社といってもよいのではないかと私たちは思っています。

末宗委員 ちょっともう一つ、ＳｋｙＤｒｉｖｅへの出資はどこがしているの。分らんかったら後でもいいけど。興味があるもんだから。（「すいません」と言う者あり）

穴見委員 関連になりますが、包括連携協定の資料中段くらいに、県内で商用サービス開発を行う事業者とありますが、これは今どれくらいいるんですか。

加来先端技術挑戦課長 今のところ、県内で商用開発を行うと明言したのはＳｋｙＤｒｉｖｅとＪＲ九州が一緒になったこのグループだけです。ただ、県内にはいろんな観光地があり、そこで事業をやってみるか検討するための補助金を予算の中で設けているので、それを活用いただいて今後も是非、積極的にいろんな会社の空飛ぶクルマを県内に呼び込めればと考えています。

今吉副委員長 この空飛ぶクルマの写真を見ると、車に見えんのやけど。これが空飛ぶクルマなんですか。

加来先端技術挑戦課長 空飛ぶクルマは車ではないのですが、将来的に移動手段として車のように自由に日常に使えるようにと。そういった使い方を最初のコンセプトとして、そう呼ばれています。

今吉副委員長 今日テレビを見ていたら、ニュースで車が走って飛んで行くのが放送されていたんよ。あれが一番近いのかなと思うけど、現実はどうなんですか。

加来先端技術挑戦課長 私もそのニュースを見ましたが、あれは空飛ぶクルマなのか、構造的なものがどうなっているのか承知していません。

今吉副委員長 構造は分らんけど、空飛ぶクルマに一番イメージが近いと思いませんか。

加来先端技術挑戦課長 形としては車ですが、今日のニュースでもあったように、やっと浮かんで停めている車１台を跳び越したくらいで、それもまだ安定していなかったように見えたので、今からあれがどういった発展をしていくのかだと思います。

それと、さきほどのＳｋｙＤｒｉｖｅへ出資をしている企業ですが、伊藤忠商事株式会社やＥＮＥＯＳイノベーションパートナーズ合同会社、イノベーション・エンジン株式会社などです。

木付委員長 ほかに御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

末宗委員 一つ、企業立地について。企業立地は今、どこまで進んでるん。具体的に。

小野企業立地推進課長 産業用地の整備の加速化の御質疑ということでよろしいですか。（「いや、具体的にすぐに企業立地できるところはどこ」と言う者あり）県において一括で、おおむね１５ヘクタール以上の候補地の調査を今年度から始めており、そこについては委託事業者との調整を図っていますが一部、場所の問題と

か調査手法の問題とかで繰越しが発生しています。

具体的な進捗ですが、来年度の公募に向けて民間事業者の参画を図るための整備スキームを構築するため、市町村と開発事業者、県での事前協議の準備をしています。最初の公募を行うのが来年度の秋になります。（「具体的にどこ」と言う者あり）今段階では具体的な場所は控えたいのですが。（「控えんでいいよ」と言う者あり）関係市は3市ほどあって、公募に向けて協議の詰めをしているところです。（「どこか教えてよ」と言う者あり）

木付委員長 小野課長、答えられないなら答えられないとはっきり言ってください。（「チェック機関やから聞かな悪いんよ」と言う者あり）

小野企業立地推進課長 今段階ではお答えは控えます。（「そうか、そんなら予算特別委員会で聞こう。それと、宇佐市は入っているのか」と言う者あり）宇佐市の選定用地について、市としては整備してほしいということは承っていますが、一括調査しているかは今段階での発言は控えます。（「今度、予算特別委員会で聞くわ」と言う者あり）

木付委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかにないので、これで商工観光労働部関係を終わります。

執行部の皆さんはお疲れ様でした。

〔商工観光労働部退室、労働委員会事務局入室〕

木付委員長 これより、労働委員会関係の審査に入ります。

第42号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

一丸労働委員会事務局長 労働委員会事務局の令和6年度2月補正予算について御説明します。

タブレットの商工観光労働企業委員会内の労働委員会資料2ページをお開きください。

これは、令和6年度補正予算に関する説明書

（補正第6号）の当委員会関係分を抜粋したものです。労働委員会費については、右肩にあるように564万4千円の増額補正となっています。費目別では、表の一番左目欄の第1目委員会費については左から3列目の補正予算額欄にあるように、5万5千円の増額となっています。その内訳については表の中ほど、事業名欄の一番上の委員報酬が27万3千円の増額となっています。これは、あっせん事件に関する労働委員会会長との協議の増加などによるものです。

その下、運営費の21万8千円の減額については委員の中央研修会等への参加実績が当初の見込みを下回ったことによるものです。

続いて、第2目事務局費についてですが、補正予算額欄にあるように558万9千円の増額となっています。その内容についてですが、給与費の478万9千円の増額は正規職員の給与改定等に伴うものです。

その下、運営費の80万円の増額については会計年度任用職員の報酬改定に伴うものです。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別に御質疑等もないので、これよりさきほど審査した商工観光労働部関係部分とあわせて採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別にないので、これで労働委員会関係を終わります。

執行部の皆さんはお疲れ様でした。

〔労働委員会事務局退室、企業局入室〕

木付委員長 これより、企業局関係の審査に入ります。

それでは、付託案件の審査を行います。

第54号議案令和6年度大分県電気事業会計補正予算（第1号）及び第55号議案令和6年度大分県工業用水道事業会計補正予算（第1号）については関連があるので、一括して執行部の説明を求めます。

三好総務課長 第54号議案令和6年度大分県電気事業会計補正予算（第1号）及び第55号議案令和6年度大分県工業用水道事業会計補正予算（第1号）について御説明します。

議案書では電気事業会計補正予算が106ページから128ページにかけて、工業用水道事業会計補正予算が129ページから151ページにかけて記載していますが、お手元のタブレットの資料で御説明します。1ページをお願いします。

資料上段に電気事業会計補正予算、下段に工業用水道事業会計補正予算について補正内容を示しています。

1補正理由ですが、電気事業会計、工業用水道事業会計ともに退職者の増加による退職給付金の増や給与改定による人件費の上昇に伴い、職員給与費が増加したことによるものです。補正額については右側の2補正額のとおり、上段の電気事業については8,051万7千円、下段の工業用水道事業については5,411万9千円の増額をお願いするものです。

津末工務課長 続いて2ページを御覧ください。工業用水道事業会計における債務負担行為の補正について御説明します。資料の上段、補正内容を御覧ください。

補正内容については、大津留浄水場老朽化対策検討委託及び判田浄水場老朽化対策検討委託に係る債務負担行為の追加設定をお願いするものです。

資料中段、補正理由を御覧ください。大津留・判田両浄水場は、共に給水開始から50年以上が経過し、主要施設が老朽化してきていることから、将来的な全面更新も見据えた調査・検討や、改修案の作成等を行っているところです。

その調査の過程において、アスベスト調査や経営収支シミュレーションの実施など追加業務が必要となったことから、事業期間の延長及び費用の増額に伴う債務負担行為の追加設定が必要となったものです。

資料下段、補正概要を御覧ください。両事業ともに事業期間は、当初令和5年度から6年度までの計画でしたが、令和7年度まで期間を延長し、赤字で示すとおり追加業務に係る限度額を、大津留浄水場については2億626万4千円、判田浄水場については1億3,018万8千円の追加設定をお願いするものです。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

まず、第54号議案について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第55号議案について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別にないので、これをもって企業局関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様は、この後、協議を行いますのでこのままお待ちください。

〔企業局退室〕

木付委員長 これより内部協議に入ります。

委員の皆様から何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 それでは、これをもって商工観光
労働企業委員会を終わります。

お疲れ様でした。